

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第716号

2015年(平成27年)3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条及び第27条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びに特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書(個人の市・県民税に関する事務全項目評価書)について(答申)

2015年(平成27年)3月4日付けで諮問(第716号)された特定個人情報保護評価書について点検を行ったので次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書(個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書)については、「3 審議会の判断」に述べるところにより、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第26条及び第27条、特定個人情報保護評価に関する規則(以下「規則」という。)第7条第4項並びに特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に基づく特定個人情報保護評価書(個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書)に係る実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2013年5月31日に番号法が公布され、社会保障・税番号制度が導入されることになった。番号法の目的は、行政運営の効率化、適正な給付、負担の公平化、住民の行政手続における負担の軽減である。

この目的のため、2015年10月に国民一人ひとりに番号が付番される。この番号を「個人番号」という。

この個人番号をもとに、2017年1月から社会保障、税、災害対策分野における各種行政手続に際し、住民基本台帳の情報及び税に関する情報並びに他の給付状況等の情報の授受が行政機関間において行われることとなる。なお、当該授受は原則的に地方公共団体情報システム機構法に基づき設置された、地方公共団体情報システム機構

(以下「機構」という。)が運営する「情報提供ネットワークシステム」を介して行われる。

番号法において、個人番号を含む個人情報は「特定個人情報」、個人番号を含む個人情報ファイルは「特定個人情報ファイル」と定義されている。

番号法は、特定個人情報が不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を「特定個人情報保護評価」という。

なお、個人の番号を保有する事務については、「特定個人情報の保有数」、「情報の取扱者数」、「過去に重大事故発生の有無」によるしきい値判断を行う。

本市の「個人の市・県民税に関する事務」のしきい値判断については、特定個人情報の保有数は、賦課期日時点で本市内に住所を有する個人、又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しないもの及びその扶養親族の約43万人、情報の取扱者数は、市民税課及び委託先の従業員約200人で、過去に重大事故の発生は起きていないことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価によることとなる。全項目評価に該当した事務については、番号法第26条及び第27条、規則並びに指針に基づき、評価書作成後に住民からの意見を聴取し、意見の反映後に第三者機関による点検(諮問)を行わなければならないため、本市個人情報保護制度運営審議会に対し諮問するものである。

(2) 評価書の概要

ア 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

個人の市・県民税に関する事務及び当該事務において使用するシステムは以下のとおりである。

(ア) 賦課期日時点居住者の特定個人情報を住民基本台帳システムから宛名管理システムを経由して取得し、本市居住者に市・県民税申告案内及び申告書を送付する。

(イ) 本人及び本人の代理者等から提出される市・県民税申告書又は企業、事業所、年金保険者及び他市町村等から提出される紙による申告・申請・届出等から賦課に必要な情報を取得する。また、企業、事業所及び年金保険者から電子データにより申告・申請・届出情報等が提出される場合又は国税庁及び税務署から電子データにより確定申告書等が提出される場合は、一般社団法人地方税電子化協議会を経由し、電子申告システム又は国税連携システムに申告・申請・届出情報等を格納後、個人住民税システムへ連携する。なお、市・県民税申告書や申告・申請・届出情報は特定個

人情報が含まれている。

- (ウ) 申告・申請・届出情報を個人住民税システムに入力する。
- (エ) 庁内データ連携により生活保護受給者情報等，賦課に必要な他業務の情報を取得し，個人住民税システムに入力する。
- (オ) 情報提供ネットワークシステムから中間サーバーと団体内統合宛名システムを介して他市町村居住の被扶養者情報を取得する。
- (カ) 賦課決定後，個人住民税システムで納税義務者，特別徴収義務者に対する税額通知データを作成し，通知書の作成・発送を行う。
- (キ) 納税者からの申請に基づき，税額減免決定を行い，減免申請に対する税額通知を送付する。
- (ク) 庁内データ連携により，庁内他業務に所得情報等に移転する。
- (ケ) 団体内統合宛名システム，中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムを通じて，他市町村に所得情報等を提供する。
- (コ) その他の事務は，評価書別添 1 に記載した事務の内容のとおりである。

イ 対象ファイル

対象ファイルである個人住民税情報ファイルは，賦課期日時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しないもの及びその扶養親族についての情報を蓄積したファイルである。

ファイルは，個人番号，その他識別情報（内部番号），4 情報（氏名・性別・生年月日・住所），その他住民票に係る情報，国税関係情報，地方税関係情報，医療保険関係情報，生活保護・社会福祉関係情報，介護・高齢者福祉関係情報，年金関係情報が記録されており，番号法附則第 2 条による準備行為開始日となる平成 27 年 10 月から特定個人情報ファイルとして保有を開始する。

なお，このファイルを取り扱う担当課である市民税課が，課税対象者情報の作成，申告情報の取得，市・県民税額の計算・賦課決定，給与特別徴収・年金特別徴収の異動及び判定処理の際に使用する。

このファイルの取り扱いについては，個人住民税システム等の運用保守支援業務，賦課資料のデータ入力業務，普通徴収及び年金特別徴収に関する納税通知書作成の作成及び封入封緘，給与特別徴収に関する税額決定通知書及び封入封緘業務，市・県民税申告書の封入封緘業務において派遣又は委託契約を締結している。

また，このファイルの情報は，国や県，他市町村に情報提供ネットワークシステムを介した提供や他業務において市民サービスを行う上で必要なため，庁内連携システムを介した移転が行われる。それぞれの提供先・移転先の業務等については評価書別添 3，別添 4 の一覧に記載のとおりである。

このファイルの情報は，地方税法第 17 条の 5（更正・決定等の期間制限）に則り，法定納期限の翌日から起算して 7 年の保存期間

が設けられ、許可された者のみが入れる場所にホストコンピュータを設置し、ユーザID・パスワードによる認証、ユーザに対する許可機能による権限付与、ログの保管を行っている環境で保管している。期間を過ぎた情報は、必要に応じて物理的に削除を行っている。また、紙媒体については、シュレッダーによる裁断又は市が指定した守秘義務を課した委託業者による廃棄処分を行っている。

ウ 特定個人情報ファイルの記録項目

- (ア) 課税対象者情報 「課税年度」等 15 項目
 - (イ) 賦課情報 「課税年度」等 217 項目
 - (ウ) 年金特別徴収管理情報 「課税年度」等 34 項目
 - (エ) 宛名情報 「宛名番号」等 37 項目
 - (オ) 給与支払報告書情報 「支払調書の種類」等 73 項目
 - (カ) 年金支払報告書情報 「法定資料の種類」等 48 項目
 - (キ) 確定申告書情報 「税務署名」等 146 項目
- 詳細は、評価書別添 2 に記載した特定個人情報ファイル記録項目のとおりである。

エ しきい値判断の結果

- (ア) 特定個人情報の保有数 約 43 万人
- (イ) 情報の取扱者数 約 200 人
(市民税課、各業務委託先)
- (ウ) 過去における重大事故 なし

ウ 評価実施機関

藤沢市長 (所管部署：財務部市民税課)

エ 公表しない部分の有無・範囲

特になし

オ 個人番号の保有時期

平成 27 年 10 月以降を予定 (準備行為開始時期)

カ システム改修の予定時期

平成 29 年 3 月末まで

キ リスク及び対策

- (ア) 特定個人情報の入手に関するリスクの対策として、住民からの申告情報等は、本人確認を行い、賦課の資料となる旨の説明をしたうえで取得し、電子データ等で提出される申告情報等は、高度なセキュリティが確保された総合行政ネットワーク (L G W A N) を介して取得することで、特定個人情報の正確性を担保している。
- (イ) 特定個人情報の使用に関するリスクの対策として、利用システム内の特定個人情報ファイルへのアクセス権限を業務及びユーザごとに設定し、また、利用端末及びシステムのログイン時には、生体認証及びユーザID・パスワードによる認証を実施することで、特定個人情報の不正利用を防止している。
- (ウ) 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託に関するリスクの対

策として、外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてI S M S・プライバシーマーク等、個人情報の保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件としている。また、契約書の中にデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を盛り込み、特定個人情報ファイルの取り扱いに関する内容を明記し、特定個人情報の受け渡しの際は、鍵付きのケースに入れ、2名以上で確認することとしている。

(I) 特定個人情報の提供・移転に関するリスク対策として、特定個人情報の提供・移転の記録を残し、庁内データ連携では目的外の提供・移転は認められないようにして、不正な提供・移転を防止している。

(オ) 情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスク対策として、特定個人情報の情報提供記録を保存し、保存した記録内容を定期的に確認することにより、不正な情報提供を抑制する。

(カ) 特定個人情報の保管・消去に関するリスク対策として、特定個人情報の保管場所を他の部屋とは区別して専用の部屋にするなど、物理的対策を施している。また、不正アクセス防止のために監視システム及び機器を導入し、技術的対策を施している。

(キ) その他のリスクについては、監査、従業員に対する教育・啓発及びその他の対策の3項目について明記している。

(3) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2015年(平成27年)1月30日から3月2日まで

イ 意見聴取の結果

意見はなし

(4) 提出書類

ア 資料1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

イ 資料2 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日交付, 4月20日施行)

ウ 資料3-1 システムエンジニア派遣業務に関する契約書(抜粋)

エ 資料3-2 納税通知書作成及び封入封緘業務に関する契約書(抜粋)

オ 資料3-3 税額決定通知書作成及び封入封緘業務に関する契約書(抜粋)

カ 資料3-4 市・県民税申告書封入封緘業務に関する契約書(抜粋)

3 審議会の判断

本評価書に対する当審議会の判断は次のとおりである。

(1) 適合性について

ア 実施機関では、本評価の実施手続きについて次のように述べている。

(ア) 本市の「個人の市・県民税に関する事務」のしきい値判断については、特定個人情報の保有数は、賦課期日時点で本市内に住所を有する個人、又は本市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しないもの及びその扶養親族の約43万人であるため、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。

なお、情報の取扱者数は市民税課及び委託先の従業員約200人であり、過去に重大事故の発生は起きていない。

(イ) 評価実施機関である藤沢市長が、本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価様式で求められるすべての項目について検討し、本評価書を作成した。

(ウ) 本評価書を作成後、2015年(平成27年)1月30日から同年3月2日の間に住民に対する意見聴取を実施した。

イ 当審議会において、本評価の実施手続きについて、次の経過を確認した。

(ア) 2014年(平成26年)10月15日 実施機関が基礎項目評価書を作成

(イ) 2015年(平成27年)1月19日 実施機関が全項目評価書を作成

(ウ) 2015年(平成27年)1月30日 実施機関が住民に対する意見聴取を実施

(エ) 2015年(平成27年)3月4日 実施機関が審議会に対し諮問書を提出

(オ) 2015年(平成27年)3月10日 第三者点検を実施

以上のことから判断すると、本評価の実施手続きは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

ア 実施機関では、本評価の目的等について次のように述べている。

(ア) 特定個人情報の入手に関するリスクの対策として、住民からの申告情報等は、本人確認を行い、賦課の資料となる旨の説明をしたうえで取得し、電子データ等で提出される申告情報等は、高度なセキュリティが確保された総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して取得することで、特定個人情報の正確性を担保している。

(イ) 特定個人情報の使用に関するリスクの対策として、利用システム内の特定個人情報ファイルへのアクセス権限を業務及びユーザごとに設定し、また、利用端末及びシステムのログイン時には、生体認証及びユーザID・パスワードによる認証を実施することで、特定個人情報の不正利用を防止している。

(ウ) 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託に関するリスクの対

策として、外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてI S M S・プライバシーマーク等、個人情報の保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件としている。また、契約書の中にデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を盛り込み、特定個人情報ファイルの取り扱いに関する内容を明記し、特定個人情報の受け渡しの際は、鍵付きのケースに入れ、2名以上で確認することとしている。

(I) 特定個人情報の提供・移転に関するリスク対策として、特定個人情報の提供・移転の記録を残し、庁内データ連携では目的外の提供・移転は認められないようにして、不正な提供・移転を防止している。

(オ) 情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスク対策として、特定個人情報の情報提供記録を保存し、保存した記録内容を定期的に確認することにより、不正な情報提供を抑制する。

(カ) 特定個人情報の保管・消去に関するリスク対策として、特定個人情報の保管場所を他の部屋とは区別して専用の部屋にするなど、物理的対策を施している。また、不正アクセス防止のために監視システム及び機器を導入し、技術的対策を施している。

(キ) その他のリスクについては、監査、従業員に対する教育・啓発及びその他の対策の3項目について明記している。

イ 当審議会における審議の中で、本評価の内容について以下の意見が示された。

(ア) 情報提供ネットワークシステムを介した情報の授受が行われた際、当該情報の管理主体は本市にあるため、いかなる目的による情報の照会がなされたか等の統計情報を把握した上で、市として公表するよう検討するべきである。

(イ) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供について、情報提供者として不正な照会に対する確認方法がない仕組みがリスク対策として十分といえるかどうか疑問がある。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、審議の過程において意見が示されたものの、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（個人の市・県民税に関する事務 全項目評価書）については適当であると認められる。

なお、実施機関は、情報提供ネットワークシステムを介した情報の授受が行われた場合、いかなる目的による情報の照会がなされたか等の統計情報を公表するよう検討するべきであること、また、当該システムを利用する職員を対象とした研修を実施するよう検討するべきであることを申し添える。さらに、実施機関は、情報提供ネットワークシステムを介して行われる情報の授受において、情報照会が適正なものであるかどうかを情報提供者が確実に確認できる手段を講じるよう、機構に対しさらなる検討を

求めるべきであることを併せて申し添える。

以 上